

# 官報

号外

平成十九年三月十五日

## ○第百六十六回 国会 衆議院会議録 第十三号

平成十九年三月十五日(木曜日)

午後一時 本会議

○今日の会議に付した案件

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣柳澤伯夫君。

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 児童手当法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭を経済的に支援することが喫緊の課題となっております。

このため、三歳に満たない児童に係る児童手当等の額を引き上げることにより、これらの児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

三歳に満たない児童に係る児童手当及び附則第六条第一項の特例給付の額を、一月につき、一万円に三歳に満たない児童の数を乗じて得た額に引き上げることとしております。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。高井美穂君。

(高井美穂君登壇)

○高井美穂君 民主党の高井美穂です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、児童手当法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

質問に先立ちまして、国民生活に直結する重要な予算、法案審議において、数の力を言わせた強引な国会運営を推し進める与党に対し、強く抗議を申し上げます。

しかも、きのうの夕方、与野党国対委員長会談が開かれ、委員長職権を濫用するような強引な国会運営は行わないことと合意したはずですが、その直後、憲法調査特別委員会において、またしても委員長職権による日程設定が行われ、公聴会開催が強行採決されました。まさに舌の根も乾かないうちにとはこのことではないでしょうか。

子供は大人を見て育ちます。子供の教育にも、力でねじ伏せるという与党の姿勢は大変有害であります。数の力を言わせた強引な国会運営は即刻やめていただきますように、改めて強く申し上げます。(拍手)

それでは、質問に入ります。

子供を産むか産まないかというのは、もちろんそれぞれ人の自由です。子供を欲しいと思わない人もいます。また、子供を産みたくても体の事情などで産めない人もいます。少子化の問題を考える上では、こういった背景をきちんと考えながら、それぞれの人の多様なあり方を尊重する必要があります。くれぐれも、産めよふやせよ

で、子供を持つことのできない人を追いつけてはなりません。子育て世代を経済的、物理的そして精神的に追い詰める社会というのは、子供たちを大切にできない社会であると言えます。そのしわ寄せは必ず、大人に頼って生きる子供たちに向かうからであります。

だからこそ、柳澤厚生労働大臣のおっしゃる、女性だけが産む機械として一人頭で頑張れとは余りにもひどいと思うのです。私自身、母親として悩んではかりの日々であります。周りに助けられて何とか仕事と育児をしております。多くの女性は、子を持つ人も持たぬ人もそれぞれに違う悩みを持ち、頑張っていると思います。

柳澤大臣に謝っていただく必要はありませんので、どうぞ、そもそも何のために少子化対策をするのかという基本的な認識をきちんとお答えください。

また、熊本市の慈恵病院で計画され、議論を呼んでいる「このよりのゆりかご」、通称赤ちゃんポストについて、高市少子化担当大臣も柳澤厚労大臣も否定的な見解を述べられたと聞いておりますが、私は、こういう問題も常に女性だけが背負い、責められ、赤ちゃんの父親であるはずの男性の姿はどこにもないというのは、極めて残念であります。

母子家庭の子育ては大変な苦勞です。児童扶養手当も切り下げられ、生活保護の母子加算も切られていく中で、女性だけに子育ての責任をかぶせることをやめて、社会全体で子供を育てるという視点に立っていただきたいと切に願います。「このよりのゆりかご」、通称赤ちゃんポストを今後どう取り扱うのか、お考えがあれば、高市大臣、柳澤大臣にお聞きいたします。(拍手)

民主党は、これまでチルドレンファースト、子供第一を理念に掲げて、未来世代を応援する政策づくりに取り組んできました。子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子供が育つための基礎的な費用を保障するために、月々二万六千円の

その認識に立った上で、政府案について質問いたします。

子供を安心して育てるためには、さきに申し上げたさまざまな子育て支援策が求められています。それらが不十分なままで経済的支援だけを進めても、十分な効果があるとは到底思えません。少子化を克服した国々では、子供への手当はかなりの手厚くなっています。

民主党は、子供という国の宝をはぐくんでくれる家庭を社会が総力を挙げて支援するという姿勢を政治が打ち出す必要があると考え、かねてから申し上げているとおり、政権をとれば、子ども家庭省を創設し、手当の大幅増額をするつもりでお

そもそも、子育て家庭への支援とは、妊娠から出産を経て学校を卒業するまで、ライフサイクル全体を見据えたものでなければなりません。しかし、児童手当に関する制度は、ここ数年でも支給対象などが何度も変更されています。それぞれの改正が不十分だから何度も改正しなければならぬ状況に陥っているでしょう。

制度とともに一貫性が見られないのが児童手当の財源です。国負担分については、中高年の離職者対策として積み立てた緊急雇用創出特別基金の余剰金を活用することなどで捻出するとされています。しかし、基金の余剰金は二〇〇八年度に国庫に返納する予定であり、それを児童手当の財源として流用することについては、その根拠が不明確であり問題です。

また、地方負担分には地方交付税の上乗せを行う方針のようですが、こうした財源の措置は、平成十九年度に限った措置とされる予定であり、恒久的な財源確保、措置がなされるとは言えず、場当たり的でその場しのぎの対策ではないでしょうか。政府は、平成二十年度以降の財源についてどのようにするおつもりでしょうか。尾身財務大臣にお伺いします。

児童手当の金額の根拠について伺います。

今回の法改正で増額となつた第一子、第二子の分についても、三歳になると、また以前のように一万円から五千円に減額される、もとに戻されるということになります。制度全体についての将来ビジョンが全く見えません。政府は、児童手当について幾らが望ましく、何歳まで必要だと考えているのでしょうか。政府の考える児童手当の将来像について、柳澤大臣に伺います。

今回の改正では、増額分はゼロ歳以上三歳未満の第一子、第二子の児童のみを対象としています。乳幼児期での経済的な支援は少し上がったということになりましたが、教育の経済的な負担が大きいのは小学校、中学校に通うころでありまして、その年齢をも対象とすべきと考えます。

子供は社会を映す鏡です。子供に起きている問題や事件は、大人の社会のゆがみのあらわれであります。学校が、地域社会が、企業が、行政が、そして我々一人一人が、未来の世代をはぐくむ力力を問われているのです。政治の果たすべき役割は

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕  
○国務大臣（柳澤伯夫君） 高井議員にお答え申し上げます。

我が国の少子化の現状につきましては、多くの国民が、結婚をしたい、子供を産みたいと希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えております。

次に、熊本市の病院が設置を予定している、いわゆる「こうのとりのゆりかご」についてお尋ねがありました。

しかしながら、今回の病院の申請は、熊本市からの説明を聞く限り、医療法上の構造設備基準を満たしており、また、今回の施設の設置が直ちに關係法律に違反しているとは言い切れないことから、医療法上の許可をしないこととする合理的な理由はないものと考えます。

いずれにいたしましても、この問題は非常に悩ましい問題であり、慎重の上にも慎重にその推移

を見守ってまいりたい、このように考えております。

今回の児童手当の拡充の効果についてお尋ねがありました。

今回の改正案は、乳幼児に係る児童手当の拡充を図ることにより、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減につながるものと考えております。

なお、子育てに関する負担は、経済的なものだけでなく、仕事と子育ての両立が難しいことや育児の不安など、さまざまな要因が考えられ、児童手当だけを取り出して施策の評価を行うことは難しいと考えます。

今回の改正案の評価についてのお尋ねがありました。

政府といたしましては、これまで必要な財源を確保した上で支給対象児童の拡充を図ってきたところでありまして、これによりまして、約千三百万人の児童が既に対象となっております。

今回の児童手当の乳幼児加算の創設も、大変厳しい財政状況の中で、事業主負担及び公費負担について必要な財源を確保し、政府としては最大限の措置を講じたものと考えております。

児童手当の月額一百万円の根拠についてお尋ねがありました。

今回の改正案におきましては、三歳未満の乳幼児を養育する親は、一般的に言えば、年齢が若く所得水準も相対的に低い場合が多い、こういうことを踏まえまして、第一子、第二子の児童手当の支給月額を現行の第三子以降の手当額と同額の一万円に引き上げ、一律、一子、二子、三子、一万円にすることとしたものでございます。

児童手当の将来像についてお尋ねがありました。

今回の児童手当の拡充は、大変厳しい財政状況の中で、政府として、先ほども申したように、最大限の措置を講じたものでございます。

子育てに関する負担は、経済的なものだけでなく、さまざまな要因が考えられ、児童手当などの

経済的支援のみならず、地域の子育て支援策の拡充や働き方にかかわる施策などを含めた総合的な取り組みを国、地方、企業等が一体となって進める必要があると考えます。

このような観点を踏まえまして、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議におきまして今後議論を行い、制度、政策、意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築、実行を図っていく所存でございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇)

○国務大臣(尾身幸次君) 高井議員の御質問にお答えいたします。

児童手当の財源についてお尋ねがありました。今回の児童手当の拡充に伴い必要となる財源については、平成十九年度に緊急雇用創出特別基金から国庫への返納を前倒しすることで所要の財源を捻出することとしております。

平成二十年度以降の財源については、与党税制改正大綱において「少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する」とされていることを踏まえ、適切に対応することとしております。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 高井美穂議員から私には、まず、「このよりのゆりかご」、いわゆる赤ちゃんポストについてのお尋ねがございました。

厚生労働省の見解につきましては、先ほど柳澤大臣が発言をされたとおりでございます。

私のところにもさまざまな御意見が今寄せられております。例えば、児童福祉法に定められた保護者の責任の観点でどう考えていくかということ、それから新しい生命を授かるという非常に重要なことに関する認識、こういった問題、それから匿名の行為によって子供の出自、これが不明になるといふ問題をどう考えるか、そしてまた、いわゆる赤ちゃんポストの設置の状況ですとか、

対応の仕方によっては、これも場合によりですが、児童虐待防止法ですとか刑法との問題、かわりというものの、これをどう考えていくか、さまざまな問題の指摘もあり、一方で望む声も寄せられているというのが現状でございます。非常に難しい問題だと考えます。

私にできることなんですが、まず一つは、親の育児不安への対応といたしまして、現在、児童相談所等において対応をさせていただいておりますので、私の考えを申し上げます。まずは児童相談所に相談をさせていただきたい。ただ、その対応が不十分だといったお声がありましたら、これをどうどん改善に向けて政府は動いていかなきゃいけないと思いますので、また御意見を伺いたいと思っております。

そして、今の少子化担当大臣として私ができることでございますが、中絶や養育放棄によりまして新しい生命が失われることのないように、子供を安心して産み、育てやすい社会の実現に向けて最善の努力を図ってまいりたいと思っております。

ちよつと視力が悪くて、高井議員の席を間違えました。ごめんなさい。

それから、少子化社会対策関係予算の充実、この必要性につきましてのお尋ねがございました。

平成十九年度の少子化社会対策関係予算案では、総額一兆七千六百四十四億円で、前年度比で一・三％増となっております。非常に厳しい財政状況の中で、少子化対策についてはできる限りの対策を盛り込むことができたと考えております。

しかしながら、現状では、結婚したいけれどもできない、子供を産みたいけれどもちゅうちゅうするという状況が存在しておりますので、今後、改めて、国民の結婚や出産に関する希望を実現するために何が必要であるかということに焦点を当てて、効果的な対策の再構築、実行を図っていきたいと思っております。先ほども答弁にありました「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、これを

策定してまいります。

それから、児童手当のさらなる充実についてのお尋ねがございました。

平成十九年度予算案において児童手当の加算対象を三歳未満児に限定したのは、三歳未満の乳幼児を養育する親は一般的に年齢が若く、また所得水準も相対的には低い場合が多い、だから、こうした子育て家庭の経済的負担を特に軽減する必要があると考えたからでございます。

また、児童手当の支給対象年齢でございますが、これまで小学校三年修了前まででございましたが、平成十八年四月から小学校六年修了前までに引き上げられたところでございます。

子育てに関する負担というのは、経済的なものだけでなく、さまざまな要因が考えられますので、児童手当などの経済的支援のみならず、地域の子育て支援の拡充、それから、国民みんなが応援していくという意識の改革、働き方の改革などを含めて、総合的な取り組みを進めてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

出席国務大臣

出席副大臣

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 財務大臣    | 尾身 | 幸次君 |
| 厚生労働大臣  | 柳澤 | 伯夫君 |
| 国務大臣    | 高市 | 早苗君 |
| 厚生労働副大臣 | 武見 | 敬三君 |

○議長の報告

(議決通知)

一、去る八日、本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会

坂田 桂三君 谷合 靖夫君  
後藤 茂君 足立 良平君  
鳥居 一雄君  
同 予備委員  
元宿 仁君 今井 正彦君  
西川 洋君 尾崎 智子君  
長谷雄幸久君

(通知書受領及び通知)

一、去る九日、扇参議院議長から河野議長あて、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

坂田 桂三君 谷合 靖夫君  
後藤 茂君 足立 良平君  
鳥居 一雄君  
同 予備委員  
元宿 仁君 今井 正彦君  
西川 洋君 尾崎 智子君  
長谷雄幸久君

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。  
地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、去る九日、内閣を経由して総務大臣菅義偉君から、次の報告書を受領した。  
日本郵政公社法第六十四條第一項の規定に基づく平成十九年四月一日以降六か月を一期とする日本郵政公社の中期経営目標及び中期経営計画の認可に関する報告

一、去る九日、内閣を経由して経済産業大臣甘利明君から、次の報告書を受領した。  
エネルギー政策基本法第十二條第六項において準用する同条第四項の規定に基づくエネルギー基本計画の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
農林水産委員

辞任 補欠  
齊藤斗志二君 河井 克行君  
河井 克行君 齊藤斗志二君  
菅野 哲雄君 辻元 清美君

安全保障委員  
辞任 補欠  
辻元 清美君 菅野 哲雄君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

辞任 補欠  
赤澤 亮正君 広津 素子君  
嘉数 知賢君 稲田 朋美君  
木原 誠二君 牧原 秀樹君  
谷本 龍哉君 金子 恭之君  
中森ふくよ君 鈴木 馨祐君  
金子 恭之君 近藤 基彦君  
広津 素子君 北村 茂男君  
北村 茂男君 嘉数 知賢君  
近藤 基彦君 赤澤 亮正君  
鈴木 馨祐君 谷本 龍哉君  
牧原 秀樹君 中森ふくよ君  
木原 誠二君

法務委員

辞任

近江屋信広君 安井潤一郎君  
森山 眞弓君 西本 勝子君  
河村たかし君 市村浩一郎君  
西本 勝子君 森山 眞弓君  
安井潤一郎君 近江屋信広君  
市村浩一郎君 河村たかし君  
厚生労働委員  
辞任 補欠  
戸井田とおる君 馬渡 龍治君  
郡 和子君 戸井田とおる君  
馬渡 龍治君 戸井田とおる君  
森本 哲生君 郡 和子君

議院運営委員  
辞任 補欠  
あかま二郎君 浮島 敏男君  
亀岡 偉民君 松本 文明君  
清水清一郎君 中森ふくよ君  
伊藤 涉君 古屋 範子君  
浮島 敏男君 あかま二郎君  
中森ふくよ君 清水清一郎君  
松本 文明君 亀岡 偉民君  
古屋 範子君 伊藤 涉君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
文部科学委員

辞任 補欠  
馳 浩君 越智 隆雄君  
越智 隆雄君 馳 浩君

農林水産委員  
辞任 補欠  
辻元 清美君 菅野 哲雄君

安全保障委員  
辞任 補欠  
菅野 哲雄君 辻元 清美君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

鍵田忠兵衛君 中川 泰宏君  
渡部 篤君 西本 勝子君  
逢坂 誠二君 北神 圭朗君  
西本 勝子君 馬渡 龍治君  
馬渡 龍治君 鍵田忠兵衛君  
中川 泰宏君 渡部 篤君  
広津 素子君 逢坂 誠二君  
北神 圭朗君

法務委員  
辞任 補欠  
横山 北斗君 鷲尾英一郎君  
鷲尾英一郎君 田名部匡代君  
田名部匡代君 横山 北斗君

文部科学委員  
辞任 補欠  
保坂 展人君 辻元 清美君  
辻元 清美君 保坂 展人君

国土交通委員  
辞任 補欠  
石田 眞敏君 篠田 陽介君  
小里 泰弘君 平口 洋君  
泉 健太郎君 近藤 洋介君  
小宮山泰子君 長妻 昭君  
亀井 静香君 糸川 正晃君  
赤澤 亮正君 小里 泰弘君  
平口 洋君 篠田 陽介君  
近藤 洋介君 泉 健太郎君  
長妻 昭君 小宮山泰子君  
糸川 正晃君 亀井 静香君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

辞任 補欠  
谷本 龍哉君 石原 宏高君  
渡辺 周君 松本 謙公君



(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号) 厚生労働委員会 付託  
一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)  
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)  
以上二件 内閣委員会 付託  
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出 承認第一号)  
以上二件 総務委員会 付託  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)  
執行官法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)  
以上二件 法務委員会 付託  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)  
外務委員会 付託  
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号) 国土交通委員会 付託  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)  
政治倫理の確立及び公職選挙 付託  
改正に関する特別委員会  
一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)  
文部科学委員会 付託

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号) 農林水産委員会 付託  
自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号) 国土交通委員会 付託

(議案通知書受領)

一、昨十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。  
地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案等に関する質問主意書(笹木竜三君提出)  
松岡農林水産大臣の議員会館における「光熱費」に関する質問主意書(保坂展人君提出)  
レバノン情勢に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)  
安倍首相の「慰安婦問題」への認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)  
一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)  
ウチナンチュの法的地位などに関する質問主意書(照屋寛徳君提出)  
一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
外務省職員国会議員へのわび状提出問題に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)  
在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
外務省が購入したシャトー・ムートン・ロートシルト等の高級ワインに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
政治関係をめぐる外務省の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)  
外務省におけるセクシャルハラスメントに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十二日の日米首脳会談に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による日本国民の拉致問題の解決に向けたロシアの関与に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する再質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員滝実君提出経済モデルによるシミュレーションに関する再質問に対する答弁書  
衆議院議員保坂展人君提出原子力の平和的利用に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員保坂展人君提出赤羽駅西口地区(第二期)市街地再開発に関する質問に対する答弁書

平成十九年二月二十七日提出  
質問 第九〇号

二〇〇二年九月十二日の日米首脳会談に関する質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

二〇〇二年九月十二日の日米首脳会談に関する質問主意書  
一 首脳会談について、事実と異なる内容を記者にブリーフィングすることが認められると外務省は認識しているか。認められるならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

二 外務省が、首脳会談について事実と異なる内容のブリーフィングを記者に対して行った直近の二例を明らかにされたい。  
三 二〇〇二年九月十二日に行われた日米首脳会談(以下、「日米首脳会談」という。)の場所及び日本側出席者全員の官職氏名を明らかにされたい。

四 「日米首脳会談」後、ブリーフィングが行われたと承知するが、その記録が外務省に保管されているか。  
五 「文藝春秋」二〇〇七年三月号に手嶋龍一氏が執筆した「小泉訪朝 破綻した欺瞞の外交」という論文(以下、「手嶋論文」という。)において、「首脳会談を終えて両首脳の発言ぶりが記者団にブリーフィングされた。その記録によれば、ブッシュは「北朝鮮訪問を心から歓迎する。早く結果を聞かせてほしい」と訪朝に支持を表明したとされる。そのうえで、「首相訪朝までに、米国がもっている北朝鮮に関する情報を出来る限り提供したい」と述べた。そして「アメリカとしても対話の道を閉ざしていない」と北朝鮮側に伝えてほしい」と伝言を託したことになっている。」「ブッシュ大統領、北朝鮮へ伝言」の記事が、在日アメリカ大使館経由でワシントンに伝えられると、ホワイトハウスの当局者から憤りの声が挙がった。」「大統領は、日本の首相に伝言など託していない。日本側がメッセージを伝えたいと持ちかけてきたのは事実だが、大統領がそれに応じるはずなどない」

日本側は、ホワイトハウスが小泉訪朝を支持していることを内外に何と印象付けようと大

統領発言を粉飾したのである。日米同盟史上に起きてはならない事態だった。」  
という記述があることを外務省は承知しているか。

六 「日米首脳会談」後の日本側ブリーファァーが、ブッシュ米大統領が「アメリカとしても対話の道を閉ざしていない」と北朝鮮側に伝えてほしい」との趣旨の伝言を日本側に託したとの発言をしたという事実があるか。

七 日本側ブリーファァーが、ブッシュ米大統領が行っていない発言を同大統領の発言として説明した事実があるか。

八 「手嶋論文」における「日本側は、ホワイトハウスが小泉訪朝を支持していることを内外に何とか印象付けようと大統領発言を粉飾したのである。日米同盟史上に起きてはならない事態だった」という評価は妥当であると外務省は認識しているか。

九 「手嶋論文」について外務省が手嶋龍一氏に対して意見を伝えたという事実があるか。  
右質問する。

内閣衆質一六六第九〇号  
平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十二日の日米首脳会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十二日の日米首脳会談に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省としては、首脳会談について報道関係者に対して事実に基づいて情報提供が行われていると認識している。

三について

二千二年九月十二日の日米首脳会談はニューヨークにおいて行われ、日本側の同席者は、川口順子外務大臣、上野公成内閣官房副長官、加藤良三アメリカ合衆国駐劄特命全權大使、高野紀元外務審議官、藤崎一郎北米局長、安藤裕康中東アフリカ局長、藪中三十二アジア大洋州局審議官及び別所浩郎内閣総理大臣秘書官である。

四について

御指摘の記録は、外務省に保管されている。

五について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

六から八までについて

外務省に保管されている文書に、御指摘のような発言を行った事実は記載されていない。

九について

御指摘のような事実はない。

平成十九年二月二十七日提出

質問 第九一 号

北朝鮮による日本国民の拉致問題の解決に向けたロシアの関与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による日本国民の拉致問題の解決に向けたロシアの関与に関する質問主意書

一 北朝鮮による日本国民の拉致問題を解決するために日本政府がロシアに対して協力を求めたという事実があるか。

二 二〇〇七年二月二十七日にフラトコフ・ロシア首相が来日すると承知するが、随員にロシア連邦保安庁職員が含まれているか。

三 日本政府関係者がフラトコフ・ロシア首相もしくは随員と北朝鮮による日本国民の拉致問題の解決に向けた協議を行う予定があるか。

右質問する。

内閣衆質一六六第九一 号  
平成十九年三月九日

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による日本国民の拉致問題の解決に向けたロシアの関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による日本国民の拉致問題の解決に向けたロシアの関与に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事実はある。

二について

ロシア連邦保安庁は諜報活動を含む活動を行っている機関であり、具体的事例における同行職員の動向につき述べることは、秘密保全の観点から、お答えを差し控えたい。

三について

平成十九年二月二十八日、安倍内閣総理大臣は、フラトコフ・ロシア連邦首相との会談において、拉致問題を含む日朝関係の進展に向けたロシア連邦の協力を要請した。

平成十九年二月二十八日提出

質問 第九二 号

在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する再質問主意書

〔前回答弁書（内閣衆質一六六第六六号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「お尋ねについては、御指摘の『任国の国民が国家公務員倫理法第二項及び第六項の事業者等に当たるかどうかにもよるため、外務省として一概にお答

えすることは困難である。』との答弁がなされたが、ロシア連邦政府職員は国家公務員倫理法第二項第五項及び第六項の事業者等に当たるか。

二 倉井高志在ロシア連邦大使館公使（以下、「倉井公使」という。）が現職に発令されて以降、五千円を超える飲食物の提供をロシア連邦政府職員から受けたことがあるか。

三 「倉井公使」はどの程度の頻度でロシア対外諜報庁職員と接触しているか。

四 ロシア対外諜報庁職員はロシア連邦政府職員か。

五 「倉井公使」はどの程度の頻度でロシア連邦保安庁職員と接触しているか。

六 ロシア連邦保安庁職員はロシア連邦政府職員か。

七 「倉井公使」はロシア対外諜報庁職員、ロシア連邦保安庁職員との接触を公電で外務本省に報告しているか。

八 ロシア対外諜報庁、ロシア連邦保安庁が諜報機関であるとの認識を外務省は有しているか。

九 諜報機関の定義如何。

十 「倉井公使」のロシア諜報機関との接触は社会通念上適切と外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第九二 号  
平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する再質問に対する答弁書

一について

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百十

九号)上、ロシア連邦政府は同法第二条第五項の事業者等に当たり、ロシア連邦政府の職員がロシア連邦政府の利益のためにする行為を行う場合には、同条第六項の規定により、同条第五項の事業者等とみなされる。

二について  
外務省として、御指摘の職員に確認した範囲では、現職に発令された日から平成十九年三月五日までの間に、自己の飲食に要する費用として五千円を超える価額をロシア連邦政府の職員個人に負担してもらったことはないことを承知している。

三、五、七及び十について  
お尋ねについては、秘密保全の体制に支障を及ぼすおそれがあることから、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

四及び六について  
ロシア連邦対外諜報庁職員及びロシア連邦保安庁職員は、ロシア連邦政府の職員であると承知している。

八について  
ロシア連邦対外諜報庁及びロシア連邦保安庁は、諜報活動を含む活動を行っている機関であると承知している。

九について  
諜報機関とは、一般に、秘匿されている情報入手するための活動を行う機関を意味するものと承知している。

平成十九年三月一日提出  
質問 第九三号

外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問主意書

『現代』二〇〇七年四月号が休職中の外務省職

員である佐藤優氏の「帝国主義外交の成果、そして資質なき外交官の罪」という論文(以下、「佐藤論文」という)を掲載していることを外務省は承知しているか。

二 「佐藤論文」に、  
「一般にはよく知られていないが、外務省で外交政策策定や交渉にもっとも大きな影響を与えるのが課長だ。北朝鮮を担当する山田重夫北東アジア課長が何とも頼りない人物なのである。態度も尊大で、かつ腹がない。筆者は一月三十一日に東京高等裁判所刑事第五部で控訴を棄却され、一審の懲役二年六ヵ月(執行猶予四年)という判決が言い渡された(即日上告)。高橋吾裁判長は一九九九年当時、条約課首席事務官をつとめていた時期に山田氏が鈴木宗男氏に渡した手紙の一部を読み上げた。『外務省の首席事務官(外務省特有のポストである、他の行政官庁では筆頭課長補佐に相当する)が、内閣官房副長官に對しわび状を提出することは、それ自体として異常であり、その文面も、私の発言、行動が、同僚に傲慢な一方的なものとの印象を与えてしまったことは、まさに私が至らなかつた故であり、深く深く反省していますなど屈辱的な内容を含むものである。』

要するに山田氏は鈴木宗男氏が怖かつたので、鈴木氏に近い筆者が進めようとしたイスラエルの学者を日本に招待し、袴田茂樹青山学院大学教授、田中明彦東京大学大学院教授などをテルアビブで行われた国際学会に派遣することが支援委員会協定に違反すると認識しながら、サインをした。その結果、カネが違法に支出されたという認定がなされた。この判決が事実とかけ離れているというのが筆者の認識だが、そのことについてはここでは論じない。  
山田重夫氏は鈴木宗男氏が怖いから、違法行為に加担し、わび状まで提出したという東京高裁の認定が真実ならば、このような人物に對北

朝鮮外交を担わせて大丈夫なのだろうか。鈴木宗男氏がいくら怖いといつても、核兵器や弾道ミサイルはもつていない。東京高裁の論理によれば、山田重夫氏が北朝鮮当局者と交渉し、『この書類にサインしないならば、貴様を締め上げてやる』といつてくれば、山田氏は日本の国益を毀損するような文書に署名し、更に金正日宛てにわび状まで提出しかねない人物ということになる。』  
という記述があることを外務省は承知しているか。

三 一九九九年に山田重夫氏が鈴木宗男衆議院議員に對し、「私の発言、行動が、同僚に傲慢な一方的なものとの印象を与えてしまったことは、まさに私が至らなかつた故であり、深く深く反省しています」との文面を含むわび状を提出したとのことであるが、右わび状の写しが外務省に保管されているか。

四 わび状は行政文書か。

五 北朝鮮を担当する外交官に朝鮮語の知識が必要と外務省は思料するか。

六 山田重夫氏は對北朝鮮外交を遂行するに必要かつ十分な朝鮮語の能力を有しているか。

七 北朝鮮を担当する外交官に北朝鮮に関する地域事情の知識が必要と外務省は認識しているか。

八 山田重夫氏は對北朝鮮外交を遂行するに必要かつ十分な北朝鮮に関する地域事情の知識を有しているか。

九 山田重夫氏が鈴木宗男衆議院議員にわび状を提出した真意について外務省はどのような認識を有しているか。

十 山田重夫氏が鈴木宗男衆議院議員にわび状を提出したことが適切であると外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第九三号  
平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問に對する答弁書

一及び二について  
外務省として、御指摘の「論文」が掲載されていること及び御指摘の記述があることは承知している。

三について

御指摘の「わび状」が、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による国会議員に對する「詫び状」の提出に関する再質問に對する答弁書(平成十八年十月二十七日内閣衆質一六五第八六号)四についてお答えした書簡を指すのであれば、外務省において調査した範囲では、外務省として当該書簡の写しは保有していない。

四、九及び十について

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

五から八までについて

外務省としては、御指摘の者を含めて職員は一般に、担当する各国・地域の言語に関する知識や能力、これらの国々等をめぐる情勢に関する知識を有することが望ましいと考え、必要とされる知識や能力については、具体的な職務の内容にもよることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

平成十九年三月一日提出  
質問 第九四号

経済モデルによるシミュレーションに関する  
再質問主意書

提出者 滝 実

経済モデルによるシミュレーションに関する  
再質問主意書

経済モデルによるシミュレーションに関する質問に対する平成十九年二月二十三日の答弁書によれば、「経済財政モデル(第二次版)」において短期金利の変動が経済財政に与える影響についての試算結果が公表されていることである。それによると、短期金利を引き上げることとした場合、実質GDP、潜在GDP、名目GDPの全てを押し下げて高成長を妨げ、デフレを悪化させる。さらに悪いことに、国・地方の債務のGDP比を増やす結果になる。そこで以下の点について再度質問をする。

一 今回の日本銀行による短期金利の引き上げは内閣の目指す財政再建と経済の高成長の妨げになるのであるから、日本銀行法第四条に抵触するのではないかと。また、デフレ下の現状での金利引き上げは好ましくないという主張を内閣として行うべきではないか。

二 日本銀行は設備投資を抑える効果がある金利引き上げを主張するのに、政府は設備投資を加速させるために法人税減税を行う方針としているのであるから、政府と日本銀行が相反する政策を行うことになり、政策不一致ではないか。

三 答弁書の前記モデルにおいて、増減税、公共投資の増減、短期金利の変動が経済財政に与える影響について、個別に試算結果が公表されている。そこで、例えばGDPの〇.五%だけ所得減税を行い、同時に〇.五%短期金利を引き下げる場合、景気が拡大し、デフレ脱却を助

け、しかも債務のGDP比は三年以降も下がり続ける。これは、積極財政等が景気回復、デフレ脱却、債務のGDP比の削減の全てを同時に達成できることを示しており、このような景気刺激のための長期にわたる継続的な財政出動、金融政策こそが、高成長を最優先させる安倍内閣の経済政策に合致すると思われるのではないかと。

四 日本銀行法第四条において、「日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない」と規定しているのであるから、このような政府と日本銀行の協力、言い換えれば金融と財政の協力は当然であるのに、現実にはできていないのではないかと。

五 答弁書の「五」について、参考試算においては、日本銀行保有の国債に対する国庫の利払費は日本銀行納付金として国庫に還流することを考慮していることを明らかにしている。これは、国債の民間保有を避けて日本銀行の保有を増やせば、それに対応して国債のGDP比を減らすことができることを示すものであろう。したがって、財政健全化のためには、日本銀行が行っている自主規制を緩和して日本銀行の国債保有残高を増やすことを考えるべきではないかと。

内閣衆議院一六六第九四号

平成十九年三月九日

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員 滝実君提出経済モデルによるシミュレーションに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出経済モデルによるシミュレーションに関する再質問に対する答弁書

一、二及び四について

日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四条においては、日本銀行は「常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない」と規定しているところ、日本銀行総裁が政府の経済財政諮問会議において意見を述べ、政府の代表者が日本銀行の金融政策決定会合において意見を述べるなど、政府と日本銀行の間では十分な意思疎通が行われているものと考えている。

本年二月二十一日の日本銀行による政策金利の引上げは、中長期的に、物価安定を確保し、持続的な成長を実現していくことに貢献するとの考えに基づいて行われており、また、平成十九年度税制改正における減価償却制度の抜本的な見直しは、我が国経済の成長基盤を整備する観点から行うこととされているものであることから、政府と日本銀行の政策は、我が国経済の成長という共通の考えに基づいて行われていると考えている。

なお、御指摘の「経済財政モデル(第二次版)」(平成十八年三月内閣府公表)における乗数表は、あくまで計量経済モデルの特性を検討するために作成したものであり、また、計量経済モデルによる計算結果は、誤差を伴うため、相当の幅をもって解釈すべきものである。このため、現実の経済政策を行うに当たっては、計量経済モデルによる計算結果を参考としつつも、その時々々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要である。

三について  
政府としては、現在の極めて厳しい財政状況等を踏まれば、経済成長と財政再建の両立に

努め、安易な財政出動に頼らない安定的な経済財政運営を行うことが必要であると考えている。また、日本銀行法第二条においては、「日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする」と規定されており、適時適切な金融政策が行われることを期待している。

なお、御指摘の「経済財政モデル(第二次版)」における乗数表等については、一、二及び四についてでお答えしたとおりである。

五について  
日本銀行の長期国債保有の在り方は、日本銀行がその資産及び負債の状況等を踏まえて決定すべき事柄である。なお、日本銀行による長期国債の保有は、日本銀行の負債である日本銀行券の発行残高の範囲内で、安全確実な資産の保有として実施されているものと承知している。

平成十九年三月一日提出  
質問 第九五号

原子力の平和的利用に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

原子力の平和的利用に関する質問主意書

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定(以下、日欧原子力協力協定)、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下、日米原子力協力協定)、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定(以下、日加原子力協力協定)、原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府と

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(以下、日露原子力協力協定)について、以下、質問する。

一 これら以外に、日本が原子力協力協定を結んでいる国をすべて挙げられたい。

二 南アフリカ、ナミビア、ニジェールは、日本に原料ウランを供給している。日本とこれらの国々の間には、それぞれ原子力協力に関する協定、覚書、交換公文などはあるのか。

三 日欧原子力協力協定は、一方の締約者に違反が認められた場合、他方の締約者は移転された核物質の返還を要求する権利を行使することができる(同協定第十三条)と規定されている。また、日米原子力協力協定(同協定第十二条)は、核物質、物資等の物品、日豪原子力協力協定(同協定七条)は核物質、物品、機微な技術の返還を要求する権利を行使することができると規定されている。同じく、締約国が返還を要求する権利を行使する場合、当該核物質(あるいは当該物品、技術)の公正な市場価格あるいは時価)について、他方の締約者又は関係する者に補償を行う(日欧原子力協力協定第十三条、日米原子力協力協定第十二条、日豪原子力協力協定七条)と規定されている。

(1) これらの協定に照らし、日本に違反が認められた場合、たとえばオーストラリアから供給された八酸化三ウランが米国で濃縮された後、日本国内で燃料集合体加工され、国内の原子炉に装荷され、その使用済み核燃料が海外(英国またはフランス)で再処理された場合、オーストラリア産ウランから生成されたプルトニウムは、どの国に返還されることになるのか。八酸化三ウランの供給国が、カナダ、ニジェール、南アフリカ、ナミビアの場合、それぞれ、どうなるのか。

(2) 日本に違反があった場合、「当該核物質(あるいは当該物品)の公正な市場価格(あるいは時価)について、他方の締約者又は関係する者に補償を行う」とは、たとえば質問三(1)の場合、どの国の何に對し、市場価格(時価)での補償が行われるのか。

(3) 質問三(2)に関連し、返還は放射性廃棄物とみなされる核物質や物品の移転にあたる場合もありうる。ウランやプルトニウムなどの特殊核分裂性物質を含め、返還できる形態のものは当該国に返還されるが、既に使用され変化したり消耗したり放射能汚染されたりするなどして返還に適さなくなった核物質や物品については、公正な市場価格(あるいは時価)での補償が行われる、と理解してよいのか。

(4) これらの協定のもとで移転された知的財産(原子炉やウラン濃縮工場や再処理工場などの核施設の設計や技術に関する特許や製造ライセンズなど)は、部品や核物質などの物品と同様、返還要求や補償の対象となるのか。

(5) これらの協定に照らし、英国あるいはフランスで再処理された使用済み核燃料から抽出されたプルトニウムを日本が利用する場合、その使途や使用が予定される核施設や加工が予定される施設の事前同意は必要か。

(6) 六ヶ所ウラン濃縮工場、六ヶ所再処理工場、高速増殖炉「もんじゅ」の部品や設計や技術や製造ライセンズ等は、米、英、仏、豪、加、欧と日本との間の協定、あるいは他の協定にもとづく二国間あるいは多国間協議の対象となるのか。対象とならないものがあれば、その理由は何か。

(7) 日加原子力協力協定では返還請求権が定められていない。カナダ産の八酸化三ウランをカナダまたは日本国内で天然六フッ化ウランに転換し、それを国内で濃縮し、燃料集合体加工し、カナダとの二国間協議の対象にな

なっていない国内の原子炉で照射し、その使用済み核燃料を六ヶ所再処理工場で再処理して抽出されたプルトニウムを、日本が同協定に規定されている目的以外に使用した場合、カナダは返還もしくは補償などを日本に求めることができるのか。そのような使用済み核燃料は存在するのか。その場合、その量を明らかにされたい。

四 日米原子力協力協定のもとで二国間協議の対象となっていない原子力発電所、研究用原子炉、及びその他の核施設はどれか。

五 ウェスチングハウス(WH)社は東芝の傘下に入った。

(1) 米国及び英国議会は、原子炉等の製造ライセンズをWH社が東芝・WH社へ譲渡することを承認したのか。承認した場合、それぞれの承認年月日を明らかにされたい。

(2) 米国の現地法人となる東芝・WH社が、日本国外に原子炉や部品、技術などを供与する場合、米国政府の承認が必要となるのか。

(3) これまでにWH社の製造ライセンズのもとに建設された日本の原子炉は、WH社が東芝傘下に入った後も、米国との二国間協議の対象になるのか。

(4) 今後、日本国内で東芝・WH社が製造した原子炉を建設する場合、米国政府の承認が必要になるのか。

(5) 東芝・WH社の米国子会社が、日本と米国以外に原子炉や部品、技術などを供給する場合、その受領国と米国が原子力協力協定を締結しているなら、日本が当該受領国と原子力協力協定を締結している必要はないのか。

六 二〇一七年に期限切れとなる日米原子力協力協定の更新や改訂に向けた協議は既に開始されているのか、あるいは、いつから開始される予定か。

七 日本とロシアの間では、一九九一年に日露原子力協力協定が締結された以降、改訂、付属

書、覚書を含め、条約内容に変更・追加はあったか。

八 二〇〇五年末の日露首脳会談において、同協定の改訂は議題にはならなかったのか。

九 東京電力は一九九九年、ロシアのテネックス社と濃縮役務契約を締結し、ロシアで濃縮されたウランを、二〇〇〇年に米国で再転換し、二〇〇二年および二〇〇三年に日本で燃料集合体に成型加工した後、福島第一および第二原子力発電所に装荷したと聞いている。また、二〇〇一年にもテネックス社と濃縮役務契約を締結したと聞いている。

(1) 東京電力とテネックス社との間で結ばれたウラン濃縮役務は、一九九一年に締結された日露原子力協力協定の、どの条項にもとづいて許可されたものなのか。

(2) 濃縮役務契約に係る所管官庁への届出および申請等並びに許可の年月日を明らかにされたい。

(3) 福島第一および第二原子力発電所の原子炉から取り外される使用済み核燃料の再処理、及び再処理によって抽出されたプルトニウムの使途と使用が予定される核施設について、ロシアは事前同意権をもっているのか。

(4) ロシアから供給された濃縮ウランの使用済み核燃料は、ロシアで再処理する条件になっているのか。

(5) 東京電力によると、ロシアで濃縮されたウラン燃料は、米国に移転され、米国で再転換された。再転換作業を米国に委託したのはなぜか。ロシアには再転換技術、並びにその能力がないのか。

(6) 東京電力によると、テネックス社に濃縮を委託したウランの原産国はナミビアである。東京電力が買付けたナミビア原産のウランは、ナミビアからロシアへ移転され、それをテネックス社の工場で濃縮した後、その低濃縮ウランが米国に移転され、米国で再転換さ

れたのか。それともロシアの解体核兵器から取り出された高濃縮ウランを、同社の工場で低濃縮ウランにし、それを米国で再転換し、東京電力に供給したのか。

(7) 米国との再転換契約に係る所管官庁への届出および申請等並びに許可の年月日を明らかにされたい。

十 これらの協定以外に、二〇〇六年八月二十八日、日本国政府とカザフスタン共和国政府は、「原子力の平和的利用の分野における協力の促進に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の覚書」(以下、日カザフ覚書という)に合意している。日カザフ覚書では「より高い加工レベルのカザフスタンのウラン製品及び核燃料加工業務の日本市場への提供」とある。この「より高い加工レベル」とは、具体的に何を指すのか。

十一 日カザフ覚書について、二〇〇六年八月三〇日付け電気新聞は、「日本企業が再転換や燃料加工をカザフ企業に委託することも想定される」と報じている。

(1) 英国、フランス及び日本国内で再処理された日本の使用済み核燃料から回収されたウランの再転換は、「より高い加工レベル」に含まれるのか。

(2) 日本の電気事業者はカザフスタンの事業者と、回収ウランの再転換委託契約を既に締結したのか。あるいは、その予定はあるのか。

(3) 十一の(2)に関し、既に締結したのであれば、それに係る所管官庁への届出および申請等並びに許可の年月日を明らかにされたい。

十三 東海再処理工場で保管されている回収ウランの量を明らかにされたい。同工場で保管されている回収ウランは、その使途、使用が予定される核施設、加工が予定されている核施設について、原子力協力に關して日本が外国と締結している、すべての協定、覚書、交換公文などに照らし、二国間または多国間協議の対象となるのか。

十四 東海再処理工場で回収されたウランは、再び濃縮され、核燃料に加工され、国内の原子炉に装荷されていると聞いている。製造された体数、装荷された原子炉名、その時期について明らかにされたい。それらの照射済み核燃料は、どのように保管、あるいは処理されているのか。

十五 六ヶ所再処理工場で保管される回収ウランは、その使途、使用が予定される核施設、加工が予定されている核施設について、原子力協力に關して日本が外国と締結している、すべての協定、覚書、交換公文などに照らし、二国間あるいは多国間協議の対象となるのか。

十六 英国並びにフランスに保管されている日本の回収ウランは、その使途、使用が予定される核施設、加工が予定される核施設について、原子力協力に關して日本が外国と締結している、すべての協定、覚書、交換公文などに照らし、二国間あるいは多国間協議の対象となるのか。

十七 これらの協定、覚書、交換公文のもとで、人形峠あるいは六ヶ所ウラン濃縮工場で濃縮するために日本へ移転された八酸化三ウランの原産国と、これまでに移転された量を国別に明らかにされたい。

十八 これらの協定、覚書、交換公文を締結していない国から、人形峠あるいは六ヶ所ウラン濃縮工場で濃縮するために日本へ移転された八酸化三ウランはあるのか。その場合、国名と、これまでに移転された量を国別に明らかにされたい。

十九 これらの協定、覚書、交換公文のもとで、日本国内の燃料加工工場で加工するために日本へ移転された天然六フッ化ウランと、その転換事業者名、これまでに移転された量を明らかにされたい。

二十 これらの協定、覚書、交換公文を締結していない国から、日本国内の燃料加工工場で加工するために日本へ移転された天然六フッ化ウランはあるのか。その場合、その転換事業者名、これまでに移転された量を明らかにされたい。

二十一 ウラン濃縮業務は、どの国のどの事業者と、今後、何年先まで手当てされているのか、明らかにされたい。

内閣衆質一六六第九五号  
平成十九年三月九日

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員保坂展人君提出原子力の平和的利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員保坂展人君提出原子力の平和的利用に関する質問に対する答弁書

一について  
お尋ねの「原子力協力協定」の意味が必ずしも明らかではないが、我が国と相手国との間の核物質等の移転その他の協力をを行うための法的枠組みを定める原子力平和的利用協力協定としては、英国、欧州原子力共同体、オーストラリア、カナダ、中国、フランス及び米国との協定がある。なお、御指摘の原子力の平和的利用における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成三年外務省告示第三百十五号。以下「日露原子力協力協定」という)は、核物質等の移転を行うための法的枠組みではなく、情報交換等の協力について定めたものである。

二について

我が国と南アフリカ共和国、ナミビア及びニジェールとの間には、協定、覚書、交換公文等の原子力協力に関する政府間の文書は存在しない。

三(一)から(三)までについて

我が国が核爆発装置を爆発させること等により原子力平和的利用協力協定に違反することはおよそ考えられないことから、仮定の御質問に対する答弁は差し控えたい。

三(四)について

御指摘の協定においては、御指摘の知的財産は、返還要求又は補償の対象となっていない。

三(五)について

御指摘の協定においては、英国又はフランスの事前同意は不要である。

三(六)について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、六ヶ所再処理工場は、フランスの支援を得て建設されたものであり、再処理に係る技術及び日仏間で合意される設備等は、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定(昭和四十七年条約第九号。以下「日仏原子力協力協定」という)の対象である。六ヶ所ウラン濃縮工場及び高速増殖炉「もんじゅ」は国産のものであるが、極めて多くの資機材から構成されているため、我が国が締結している原子力平和的利用協力協定に基づいて外国から移転された資機材が含まれているか否か及びその量を直ちに明らかにすることは困難であるが、当該協定に基づいて移転された資機材については、当該協定の適用を受け、協議することができ。

三(七)について

御指摘の協定上、カナダ政府は、プルトニウムの返還又は補償を我が国政府に対して要求する権利は有していない。お尋ねの使用済み核燃料の有無については、承知していない。

四について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国にある原子炉等の設備のうち、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和六十三年条約第五号。以下「日米原子力協力協定」という。)の対象となっていないものがないものであるかを直ちに明らかにすることは困難であるが、同協定に基づいて移転されたものについては、同協定の適用を受け、協議することができると承知している。

五の(一)について

ウェスチングハウス・エレクトリック・カンパニー(以下「WH社」という。)が所有する原子炉等の製造に関する技術を使用する権利の株式会社東芝への譲渡に関して、米国議会及び英国議会の承認を求めるような制度にはなっていないと承知している。

五の(二)及び(四)について

お尋ねの米国政府の承認が必要となるか否かについては、米国の国内法令によるものであり、我が国として判断する立場にはない。

五の(三)について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの原子炉が既に日米原子力協力協定の対象である場合には、WH社が株式会社東芝の傘下に入った後も、引き続き同協定の対象となる。

五の(五)について

東芝・WH社の米原子力会社が米国で生産した原子炉等を第三国に供給する場合には、日本が当該第三国との間で原子力平和的利用協力協定を締結している必要はない。

六について

御指摘の協議については、開始されておらず、また、開始時期は、未定である。

七について

日露原子力協力協定は、千九百九十一年に締結されて以降、その内容に変更はない。

八について

ロシア政府との関係等もあり、答弁は差し控えたい。

九の(一)について

御指摘の協定は、ウラン濃縮役務について規定していない。

九の(二)について

千九百九十九年の東京電力株式会社とテクスナブエクスポート社とのウラン濃縮役務契約に係る外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十五条第三項に基づく役務取引許可の申請年月日は平成十一年九月二十九日であり、当該申請に係る通商産業大臣の許可年月日は同年十月十四日である。

また、二十一年のウラン濃縮役務契約に係る外国為替及び外国貿易法第二十五条第三項に基づく役務取引許可の申請年月日は平成十四年一月十六日であり、当該申請に係る経済産業大臣の許可年月日は同年二月四日である。

九の(三)について

日露原子力協力協定は、ロシアの事前同意権について規定していない。

九の(四)について

お尋ねについては、承知していない。

九の(五)について

お尋ねについては、承知していない。なお、ロシアにおける再転換については、同国が一定の設備を有していることは承知しているが、その詳細は承知していない。

九の(六)について

お尋ねについては、承知していない。

九の(七)について

お尋ねの再転換に係る外国為替及び外国貿易法第二十五条第三項に基づく役務取引許可の申請年月日は平成十二年五月二十九日であり、当該申請に係る通商産業大臣の許可年月日は同年六月七日である。

十について

二千六年八月二十八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力の促進に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の覚書(以下「日カザフスタン覚書」という。)にいう「より高い加工レベル」のウラン製品とは、ウラン鉱自体のみならず、精製等の加工を加えたウラン製品を指す。

十一の(一)について

回収ウランの再転換は、日カザフスタン覚書に記述されている「核燃料加工役務」に該当する。

十一の(二)及び(三)について

お尋ねについては、承知していない。

十二について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、二国間の原子力平和的利用協力協定に基づいて外国から移転された天然ウランの濃縮の過程で生じた劣化ウランについては、当該協定の適用を受け、協議することができると承知している。

十三について

東海再処理工場で回収され、保管しているウランの量は金属ウラン換算で七十一万八千七百七十六キログラム(平成十八年十二月三十一日現在)であると承知している。また、御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、二国間の原子力平和的利用協力協定に基づいて外国から移転された核物質から得られた回収ウランについては、当該協定の適用を受け、協議することができると承知している。

十四について

東海再処理工場で回収されたウランのうち金属ウラン換算で三十四万九千六百五十三キログラムが人形峠の濃縮施設において濃縮され六万四千五百五十三キログラムの濃縮ウランが製品として電気事業者に対して引き渡されたことと承知している。これらの濃縮ウランについては、平成十七年三月末までに、装荷された時期、その原子炉

名及び体数は、次のとおりと承知している。

昭和六十二年、福島第一原子力発電所三号機、四体

平成五年、福島第二原子力発電所一号機、二

十四体

平成三年、大飯発電所二号機、二十体

平成十五年、高浜発電所一号機、二十四体

平成十四年、伊方発電所三号機、十二体

平成十四年、敦賀発電所二号機、二十四体

平成十七年、川内原子力発電所二号機、十二

体

東海再処理工場で回収されたウランにより製造された体数の総数並びにこれらの照射された核燃料の保管及び処理の状況については、承知していない。

十五について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、二国間の原子力平和的利用協力協定に基づいて外国から移転された核物質から得られた回収ウランについては、当該協定の適用を受け、協議することができると承知している。

十六について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定(平成十年条約第十三号)又は日仏原子力協力協定に基づいて我が国より移転された核物質から得られた回収ウランについては、これらの協定の適用を受け、協議することができると承知している。

十七及び十八について

お尋ねのこれらの協定、覚書、交換公文が具体的に何を指すか必ずしも明らかではないが、人形峠の施設において、海外から受け入れた八酸化三ウランの輸入元及び金属ウラン換算での量は、次のとおりと承知している。

オーストラリア、四万九千九百八十八キログラム

カナダ、五万七千八百十キログラム  
中国、六万三千七百七十六キログラム  
平成十七年度以降、六ヶ所ウラン濃縮工場に  
移転された八酸化三ウランはないと承知してい  
る。

十九及び二十について

お尋ねの「これらの協定、覚書、交換公文が  
具体的に何を指すか必ずしも明らかではない  
が、平成十七年度以降、日本国内の燃料加工工  
場に移転された天然六フッ化ウランの荷送人及  
び八酸化三ウラン換算での量は、次のとおりと  
承知しているが、転換事業者名については承知  
していない。

カメコ社、七十四万四千四百七十六キログラ  
ム

コムレックス社、七千二百十八キログラム  
二十一について

お尋ねについては、承知していない。

平成十九年三月一日提出  
質問 第九六号

赤羽駅西口地区(第二期)市街地再開発に関す  
る質問主意書

提出者 保坂 展人

赤羽駅西口地区(第二期)市街地再開発に関  
する質問主意書

旧住宅・都市整備公団(現都市再生機構)が東京  
都北区のJ・R赤羽駅西口地区再開発の第二期とし  
て事業認可を受けたのは、一九九〇年(平成二年)  
七月のことだった。それから五年後の一九九五年  
(平成七年)一月、第二期再開発は一八階建ての  
第二街区、さらに一一階建ての第三街区は、主に  
スーパーマーケットのイトーヨーカ堂が入る施設  
として竣工した。

しかし、この地区再開発事業についてさまざま  
な問題点が指摘されており、その点を質問したの  
が前回の質問主意書(第一六五回国会質問第一一  
二号)である。

答弁書は平成一八年一月二日に送付された  
が、納得できる回答とはいえず、以下について答  
弁された。

とある。約四一%もの床面積を「地域住民の  
利便のため」に子会社が取得する理由とは  
いったいどんなことなのか。  
右質問する。

(一) 答弁書(一)の①によると、  
「平成三年十二月に認可を受けた権利変換  
計画の定めに従い、登記申請がなされた」と  
答えている。

内閣衆質一六六第九六号  
平成十九年三月九日

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員保坂展人君提出赤羽駅西口地区(第  
二期)市街地再開発に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

しかし、登記上の床面積は三〇〇五四平方  
メートルとあるが、本来は認可を受けた権利  
変換面積二〇四五一平方メートルで登記申請  
すべきものではないのか。

(二) 平成七年一二月に登記申請された三〇〇五  
四平方メートルと、権利変換面積二〇四五一  
平方メートルの差である九六〇三平方メート  
ルは、何のために生じたものなのか。

(三) 答弁書(三)の①によると、  
「本件事業に係る当初の事業計画における  
保留床処分金は、一八八億九三〇〇万円であ  
り、変更後の事業計画における保留床処分金  
は三八五億六三〇〇万円」とある。

そのうち約四一%が子会社である(株)新都  
市ライフが取得したとあるが、約四一%の子  
会社取得分とはどのくらいの床面積であり、  
保留床処分金としてはどの程度の額になるの  
か。

(四) 保留床処分金約一八八億円は変更後、約三  
八五億円に増えているが、約一九七億円の増  
額変更は、「本件事業の施行地区外への転出  
を希望する者が増えたこと、及び事業費が増  
額したことによるものである」とある。実際  
に何名が転出し、その額はいかほどだったの  
か。また事業費の増額とはいかほどであるの  
か。

(五) 答弁書(三)の⑥によると、  
「大型店舗となつて地下一階から地上  
六階までの部分、及び地下一階の一区画の部  
分を、地域住民の利便のための店舗の賃貸事  
業のために子会社新都市ライフが取得した

(一)及び(二)について  
住宅・都市整備公団(現在は、独立行政法人  
都市再生機構(以下「機構」という。))が施行した  
東京都計画事業赤羽駅西口地区第一種市街地  
再開発事業(第二期)(以下「本件事業」という。))  
について、機構から聴取したところによれば、  
御指摘の「三〇〇五四平方メートル」は本件事業  
に係る第三街区の施設建築物のうち大型店舗部  
分について登記がなされた専有部分(建物の区  
分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六  
十九号)第二条第三項に規定する「専有部分」を  
いう。以下同じ。)の面積の合計である三万五千  
四・五一平方メートルを指すと考えられるとの  
ことである。一方、御指摘の「二〇四五一平方  
メートル」は大型店舗部分以外の部分も含めた  
当該施設建築物のうち権利変換により取得され  
た部分について登記がなされた専有部分の面積  
(共有に係るものにあつては、当該面積に持分  
割合を乗じたもの)の合計である二万四千五百十  
一・八七平方メートルを指すと考えられるとの  
ことである。当該施設建築物の登記について  
は、認可を受けた権利変換計画の定めるところ

(三)について  
機構から聴取したところによれば、御指摘の  
「約四一%の子会社取得分」は都市再開発株式会  
社(現在は、株式会社新都市ライフ(以下「新都  
市ライフ」という。))が取得した本件事業に係る  
第三街区の施設建築物のうち大型店舗部分の共  
有持分である約四十一パーセントを指すと考え  
られるが、当該大型店舗部分の専有部分の面積  
は、三万五千四・五一平方メートルであるとの  
ことである。当該共有持分の取得金額について  
は新都市ライフの経営情報に関わることであ  
り、公表は差し控えていただきたいとのこ  
とである。

(四)について  
機構から聴取したところによれば、本件事業  
の施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれら  
に関する権利を有する者で、権利変換期日にお  
いて当該権利を失い、かつ、当該権利に対応し  
て、建築施設の部分又は施設建築物の一部につ  
いての借家権を与えられないものの人数は千六  
百八十三名であり、これらの者が権利変換期日  
において失う権利の価額として権利変換計画に  
おいて定められた額の合計は約百四十九億七千  
七百万円であるとのことである。また、本件事  
業に係る当初の事業計画における事業費に対す  
る変更後の事業計画における事業費の増加額  
は、二百十一億七千万円であるとのことであ  
る。

(五)について  
機構から聴取したところによれば、新都市ラ  
イフは、再開発事業により建設される施設の管  
理運営等の事業を営むことを目的とする会社で  
あり、したがって、本件事業により建築された  
施設建築物のうち地域住民の利便のための大型  
店舗部分を取得し運営することは、同社の本来  
業務であるとのことである。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田村謙治君提出暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の間係に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

平成十九年三月二日提出  
質問 第九七号  
暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する質問主意書

提出者 田村 謙治

暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する質問主意書  
近年、コンスーマー・エレクトロニクス分野製品において無線LAN装置を代表とする暗号機能をもつ装置が組み込まれる例が増加している。

暗号装置は輸出貿易管理令別表第一の九項において規制されており、経済産業省貿易経済協力局の「輸出貿易管理令の運用について」(輸出注意事項62第11号・62貿易局第322号)の9項の解釈に、「暗号装置」とは「集積回路又は組立品を含む。」とある。

無線LAN装置等の暗号装置は通常、そのような機能をもつ集積回路又は組立品である。

「輸出貿易管理令の運用について」111(7)に組み込まれた部分品に関する以下のような規定がある。

(イ) 輸出令別表第一の解釈  
他の貨物の部分をなしているもの(略)であつて、当該他の貨物の主要な要素となつていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、輸出令別表第一の1の項から15の項までの中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

(注2) 組み込まれている貨物の価額(略)が組込先の他の貨物の価額の10%を超えない場合、組み込まれている貨物は組込先の他の貨物の主要な要素となつていないと判断される。

(注3) 電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される。

以上を踏まえて、次の事項について質問する。  
一 「輸出貿易管理令の運用について」111(7)(イ)における「他の貨物」について、通達の文言上はその適用対象に関して限定は見られないが、その理解で正しいか。

二 経済産業省は、従来、暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ貨物の場合について「輸出貿易管理令の運用について」111(7)(イ)の規定の対象から除外して運用しているが、その理由は何か。その対象から除外されている貨物について、外国為替及び外国貿易法第四十八条による経済産業大臣の許可なく輸出すれば同法第六十九条の六、第七十条による懲役等の罰則の対象となるのか。

三 経済産業省は長年にわたつて右記二の慣行を続けているが、国際的に輸出規制を取り決めているワッセナー・アレンジメントに対して、日本国政府からそのように規制を強化すべきことを提案しているのか。

四 もし右記三の提案を行っていないとすれば、その理由は何か。

五 米国では「短距離無線の暗号機能をもつ部品またはソフトウエアを組み込んだアイテム(製品)」については、一部の国へ向けての輸出を除

いて、事実上規制から除外している。諸外国より厳しい規制を設けることは「地域の安定を損なう虞れのある通常兵器の過度の移転と蓄積を防止する」というワッセナー・アレンジメントの目的とは関係なく、輸出者に過度の負担を与え、徒に我が国の競争力を低下させる。今後施策を見直す予定はあるのか。

右質問する。

内閣衆質一六六第九七号  
平成十九年三月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員田村謙治君提出暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員田村謙治君提出暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する質問に対する答弁書

一 について  
「輸出貿易管理令の運用について」(昭和六十二年十一月六日付六二貿易局第三二二二二)111(7)(イ)における「他の貨物」は、特定の種類の貨物のみを指しているものではない。

二 について  
経済産業省においては、御指摘の「暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ貨物」については、暗号機能を使用できないようにされている場合を除き、当該貨物自体を暗号装置として許可の対象としているものであり、「輸出貿易管理令の運用について」111(7)(イ)の規定の対象から除外して運用しているものではない。なお、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号、以下「外為法」という。)第四十八条第一項の経済産業大臣の許可が必要である貨物の輸出を経済産業大臣の許可を受けないで行った者は、外為法第六十九条の六の規定の適用を受けることとなる。

三及び四について  
ワッセナー・アレンジメントにおいては、暗号機能を持つ集積回路等について、他の貨物に組み込まれているか否かを問わず、輸出規制の対象とすべきこととされており、政府として御指摘のような提案は行っていない。

五 について  
外為法第四十八条第一項に基づく輸出の許可は、我が国又は国際社会の平和及び安全を維持するための必要最小限の輸出規制として実施しているものであり、今後とも、ワッセナー・アレンジメントを始めとする国際的な枠組みを踏まえ、適切かつ的確な規制を行つてまいりたい。

平成十九年三月二日提出  
質問 第九八号  
在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問主意書  
「前回答弁書」(内閣衆質一六六第五六号)を踏まえ、追加質問する。

一 行政文書の中に電磁的に作成された文書が存在するか。

二 外務省公式ホームページに行政文書が掲載されているか。

三 外務省公式ホームページに行政文書以外の文書が掲載されているか。いるならば、その具体例を二つあげられたい。

四 外務省公式ホームページに、「総領事館はつとライン 第四十回 瀋陽 中国随一の日本語学習熱で交流が急激に拡大」と題する阿部孝哉在瀋陽日本国総領事の論考は行政文書に該当するか。

五 日本国と中華人民共和国が国交を正常化した後、外務省が作成した行政文書において、旧満

州国もしくは満州国という表記を用いた事例があるか。あるならば、具体例を二つ明らかにされたい。

六 外務省は、満州事変に始まる旧満州国統治への日本の関与は当時の国際法に合致するものであったと認識しているか。  
右質問する。

内閣衆質一六六第九八号  
平成十九年三月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問に対する答弁書

一について

一般に、行政文書とは、行政機関の職員が組織的に用いるものとして作成し、又は取得する文書を指すものであり、電磁的記録もこれに含まれるものと考えられる。

二から四までについて

外務省ホームページに掲載されている文書は、御指摘の「論考」を含め、一についてで述べた行政文書に当たると認識している。

五について

お尋ねの表記を用いた例として、「外交史料 Q & A 昭和戦前期」及び「日本外交文書昭和期Ⅱ第一部第四巻(上・下)」を主題とする行政文書が挙げられる。

六について  
お尋ねの「旧満州国統治への日本の関与」の具体的内容が明らかにされていないため、一概にお答えすることは困難である。

平成十九年三月五日提出  
質問 第九九号

レフチェンコ事件に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

レフチェンコ事件に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第八四号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」により、枝村純郎外務省官房長の下で、レフチェンコ氏の一連の発言のうち、コード名ナザールという者について調査した記録文書が外務省に所在することが明らかになったが、右記録文書はどの課に保管されているか。

二 外務省として、ナザールという職員を特定するために具体的にどのような調査を行ったのか。

三 レフチェンコ証言の信憑性について警察庁としてはどのような認識を有しているか。  
右質問する。

内閣衆質一六六第九九号  
平成十九年三月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出レフチェンコ事件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出レフチェンコ事件に関する第三回質問に対する答弁書

一について  
御指摘の記録は、外務省大臣官房人事課において保管している。

二について  
外務省においては、コード名ナザールという者に符合するような職員の有無について調査を

行ったが、調査内容の詳細を示すことで、調査方法を明らかにすることは、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、外務省としてお尋ねについてお答えすることを差し控えたい。

三について

警察庁としては、御指摘のレフチェンコ証言に述べられた政治工作活動の内容と、同証言に係る警察の裏付け調査の結果及び警察が把握する旧ソ連邦国家保安委員会(KGB)機関員の政治工作活動の実態が多く点で一致することから、その信ぴょう性は全体として高いものと認識している。

平成十九年三月五日提出  
質問 第一〇〇号

旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第八三三号)を踏まえ、追加質問する。

一 一九八七年秋に、在ソ連邦日本国大使館に在勤していた書記官クラスの外務省在外職員がソ連国籍を有する情報提供者と接触しているときに、旧ソ連国家保安委員会(KGB)第二総局の職員によって摘発されたという事件があったか。

二 一の外務省在外職員が、ソ連当局より国外退去を勧告されたという事実があるか。  
三 その後、一の外務省在外職員が在ロシア連邦日本国大使館に勤務したという事実があるか。  
四 三の事実があるとするならば、外務省はロシア当局とどのような取引を行ったのか。また、

その取引は我が国の国益に照らして適切であったと外務省は認識しているか。  
五 一の職員はいまも外務省に在籍しているか。  
右質問する。

内閣衆質一六六第一〇〇号  
平成十九年三月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する第三回質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する第三回質問に対する答弁書

一から五までについて

外務省として、お尋ねの事実はないと承知している。

平成十九年三月五日提出  
質問 第一〇一号

竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第八〇号)を踏まえ、追加質問する。

一 二〇〇七年度中に竹島問題についての広報用小冊子を発行することに外務省は消極的であると解してよいか。  
二 内閣府において竹島問題を担当する部局を明らかにされたい。

三 二〇〇七年度中に内閣府は、竹島問題についての広報用小冊子を発行することが適当と思料するが、見解如何。

四 「前回答弁書」において、「現在の北東アジア課長の氏名は外務省ホームページの外務省幹部職員名簿に記載されている。」とのふざけた答弁がなされているが、質問は「責任者の官職氏名」を質しているものであり、外務省ホームページへの掲載の有無を尋ねているのではない。再度、責任者の官職氏名を明らかにすることを求める。

五 過去に外務省条約局条約課の首席事務官をつとめた山田重夫氏という外務省職員がいると承知するが、右職員が過去に提出した国家公務員倫理法に基づく贈与等報告書の件数を明らかにされたい。  
右質問する。

内閣衆質一六六第一〇一号  
平成十九年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十九年三月二日内閣衆質一六六第八〇号）の八について述べたとおり、外務省としては、御指摘の方法についても検討しているところである。

二について

内閣府は竹島問題に関する事務を所掌していないため、担当部局は置かれていない。

三について

内閣府としては、広報用小冊子の発行は当該施策を担当する省庁において検討すべきものであり、竹島問題についての広報用小冊子の発行についても同様と考える。

四について

お尋ねの北東アジア課の課長の氏名は、山田重夫である。

五について

外務省において確認できる範囲では、平成十八年十二月三十一日までの間に、御指摘の職員が提出した国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告は、二件である。

衆議院會議録第九号中正誤

ページ 段 行 誤

五 四 三〇 中央主権 中央集権

正

発行所  
〒一〇五―八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番四号  
独立行政法人国立印刷局

電話  
03  
(3587)  
4294

定 価  
（本体） 本号一部  
一一五円  
一一〇円